

2月、米ジョンソン・エンド・ジョンソン(日本法人)元代表が脱税罪で在宅起訴、スイス金融大手の日本法人クレディ・スイス証券元部長、米シテイグループ傘下のシテイバンク在日支店元幹部が脱税容疑で告発されたと報道されました。

報道では、いずれも親会社から与えられたストックオプション(株式購入権)を行使して得た株式を海外の富裕層の資産を管理するプライベートバンク(PB)の口座を使って所得を隠し、脱税していたとされています。刑事事件にはなっていないようですが、クレディ・スイス証券の従業員100人超が、やはり親会社から与えられたストックオプションを行使して得た所得を申告していなかった

知っておこう 国際税務 ⑥

取得者の負担軽減工夫を

と報道されました。脱税などを是認するわけではないですが、このような租税回避行為が起こった背景を知ることが、有用と考えます。

海外の親会社から与えられたストックオプションを行使して株式を取得した場合、行使時の時価と購入価額の差額を給与所得として課税されます。また、行使して得た株式を売却すれば、売却価格から権利行使時の時価を譲渡所得として課税されます。

税10%の税金が課されることとなります。また、有価証券の譲渡所得に対しては、上場会社であれば所得税7%、住民税3%の申告分離課税とされています。

そのため、海外の親会社からストックオプションを与えられた人は、これを行っても損益通算、つまり給与所得など他の所得から売却損を控除することができません。一連の約に基づく交換制度により脱税容疑での起訴は、この後さらに監視の目が厳しくなると思われま

額を会社に払い込まなければならぬだけでなく、現金を得ていない段階で税率50%もの高い税金を払わなければならない、資金負担が重くのしかかります。

株式の譲渡損益は申告分離課税なので、株価が下落すると、税務署にはまったく情報が入りません。そのため、ストックオプションで得た株式を海外のPBに移し、税負担を軽減しようとする考えに至ったとしても不

海外企業のストックオプションの場合、日本企業の場合と異なり、企業から税務署に権利行使に係る情報が提出されず、取得した株式を海外のPBで運用される企業は、付与された役員や従業員の負担を軽減する工夫をする必要があると思

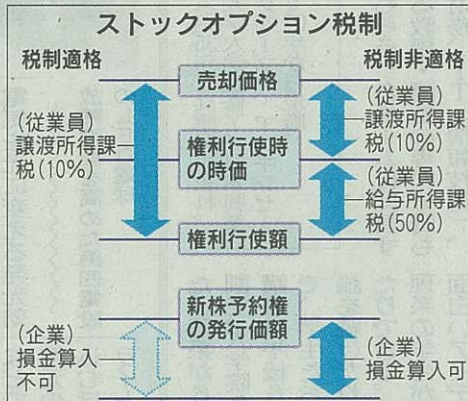
また、今後、ストックオプションを導入しようとする企業は、付与された役員や従業員の負担を軽減する工夫をする必要があると思

された役員や従業員に対して、海外PB等に関する情報交換が進んでいる現状を伝え、納税義務があることをしっかりと指導する必要があります。

ストックオプションの申告漏れ

格の差額を給与所得として課税されます。また、行使して得た株式を売却すれば、売却価格から権利行使時の時価の差額を譲渡所得として課税されます。

給与所得は総合課税なので、所得控除後の課税所得金額が1800万円以上であれば、所得税40%、住民



税10%の税金が課されることとなります。また、有価証券の譲渡所得に対しては、上場会社であれば所得税7%、住民税3%の申告分離課税とされています。

そのため、海外の親会社からストックオプションを与えられた人は、これを行っても損益通算、つまり給与所得など他の所得から売却損を控除することができません。一連の約に基づく交換制度により脱税容疑での起訴は、この後さらに監視の目が厳しくなると思われま

海外企業のストックオプションの場合、日本企業の場合と異なり、企業から税務署に権利行使に係る情報が提出されず、取得した株式を海外のPBで運用される企業は、付与された役員や従業員の負担を軽減する工夫をする必要があると思

また、今後、ストックオプションを導入しようとする企業は、付与された役員や従業員の負担を軽減する工夫をする必要があると思

された役員や従業員に対して、海外PB等に関する情報交換が進んでいる現状を伝え、納税義務があることをしっかりと指導する必要があります。

村田租税政策研究所 井護士・鈴木規史